

IP5 特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加における 中国国家知識産権局 (CNIPA) への申請手続(仮訳)

五大特許庁 (IP5 又は五庁) (欧州特許庁 (EPO)、日本特許庁 (JPO)、韓国特許庁 (KIPO)、中国国家知識産権局 (CNIPA) 及び米国特許商標庁 (USPTO)) は、各庁における特許出願の早期審査をより良いものとするため、包括的な IP5 特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラム (IP5 PPH) を開始することを 2013 年 9 月に合意しました。

この IP5 PPH 試行プログラムの試行期間は、2014 年 1 月 6 日に開始され、2026 年 1 月 5 日に終了します。試行期間は、必要であれば CNIPA 及び五庁の他の一庁がこの PPH プログラムの実現可能性を十分に評価するために延長されることがあります。

PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期にこの PPH 試行プログラムを終了することがあります。2026 年 1 月 5 日より前にこの PPH 試行プログラムが終了する場合は、その旨が公表されます。

PPH 試行プログラムの申請要件に関し、CNIPA と JPO、KIPO 及び USPTO との間の既存の PPH 試行プログラムは引き続き利用可能です。

第一部

EPO、JPO、KIPO 又は USPTO の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、EPO、JPO、KIPO 又は USPTO の出願を基礎とした IP5 PPH 試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たす CNIPA への出願につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人は、CNIPA に申請書「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」を提出してください。

1. 申請要件

CNIPA において IP5 PPH 試行プログラムへ参加するには、以下の要件を満たす必要があります。

- (a) IP5 PPH 試行プログラムへの参加を申請された中国出願及び対応する五庁の他の一庁への出願について、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。
- 例えば、当該中国出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) が、
- (i) 五庁の他の一庁への出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である (例は別紙 1 の図 A、B、C 及び D 参照)、又は、
 - (ii) 五庁の他の一庁への出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) である (例は別紙 1 の図 E、F 及び G 参照)、又は、
 - (iii) 五庁の他の一庁への出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) と同一の優先権基礎出願を有する出願である (例は別紙 1 の図 H、I、J、K 及び L 参照)、又は、
 - (iv) 優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願であって、当該中国出願及び対

応する五庁の他の一庁への出願が同一の PCT 出願の国内移行出願であること（例は別紙 1 の図 M 参照）。

(b) 対応する五庁の他の一庁への出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

EPO の出願については、以下のいずれかの場合に、請求項は「特許可能と判断された」こととなります。

- (i) 当該請求項に対して欧州特許を付与しようとする通知が発行された場合（通知名「EPC 規則 71(3)に基づく通知（Communication under Rule 71(3) EPC）」）
- (ii) 当該請求項に対して「特許可能」であることが明示された、添付書類を含む審査部からの通知が発行された場合

当該通知において、特定のクレームが「特許可能」であることが明示されていなければ、出願人は PPH 試行プログラムの申請において、当該請求項は拒絶の理由が通知されておらず、EPO において特許可能であると考えられる旨の説明を含めなくてはなりません。出願人はまた、上記のとおり黙示的に特許可能と確認された当該請求項が、EPO 審査官によって引用された先行技術とは明確に異なることに関する説明を提出しなくてはなりません。

JPO の出願については、当該出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて JPO 審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許可能と判断された」こととなります。

オフィスアクションは、以下を含みます。

- (i) 特許査定
- (ii) 拒絶理由通知書
- (iii) 拒絶査定
- (iv) 審決

たとえば、下記の文例が拒絶理由通知書に記載されている場合、これらの請求項は特許可能と明示されたとします。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項()に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。

KIPO の出願については、KIPO でのほとんどの審査実務において、請求項は「特許可能」又は「拒絶理由を有する」に分類され、これはオフィスアクションで示される。当該出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて KIPO 審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許可能と判断された」こととなります。請求項は以下の場合にも「特許可能と判断された」こととなります。KIPO のオフィスアクションにおいて、特定のクレームが「特許可能」であることが明示されていなければ、出願

人は PPH 試行プログラムの申請において、当該請求項は拒絶の理由が通知されておらず、KIPO において特許可能であると考えられる旨の説明を含めなくてはなりません。オフィスアクションは、以下を含みます。

- (i) 拒絶理由通知書
- (ii) 拒絶査定
- (iii) 特許査定

上記オフィスアクション(i) - (iii)は、実体審査手続き、再審査手続き、又は審判手続きにおいて発行されます。

USPTO の出願については、以下の請求項は特許可能と示されたと認められます。

- (i) 「Notice of Allowance and Fees Due」に記載された「Notice of Allowability」の「The allowed claim(s) is/are ___」に明示される請求項
- (ii) 「Non-Final Rejection」又は「Final Rejection」に記載された「Office Action Summary」の「Claim(s) ___ is/are allowed.」に明示される請求項
- (iii) 「Non-Final Rejection」又は「Final Rejection」に記載された「Office Action Summary」の「Claim(s) ___ is/are objected to.」に明示され、かつ、「Allowable Subject Matter」の欄に、拒絶されているクレームに従属しているという不備があるが、独立して記載されたのであれば特許可能である請求項¹

(c) (IP5 PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する) 中国出願のすべての請求項が、対応する五庁の他の一庁への出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が五庁の他の一庁への出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が五庁の他の一庁への出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。この点で、中国出願の請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。CNIPA で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、中国における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、CNIPA において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

五庁の他の一庁で特許可能と判断された「すべての」請求項を当該出願に含める必要はありません(請求項の削除が許容されます。)。例えば、中国出願が 5 つの特許可能と判断された請求項を有する場合、当該出願はこれら 5 つの請求項のうち 3 つのみを有していても構いません。

¹ 拒絶(rejected)されているクレームについては、現在クレームに含まれていないがある特徴を適切に含めるようにすれば特許可能であろうといった示唆が拒絶理由通知の中で審査官からなされていた場合には、特許可能と示されたとは認められませんのでご注意ください。

出願人が実体審査に関連するいかなるオフィスアクションも受領していない場合には、PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、五庁の他の一庁への出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要があります。審査官が通知した拒絶理由を解消させるために出願人が請求項を補正する必要がある場合には、PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、五庁の他の一庁への出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。クレーム対応要件を満たさない補正の扱いは、審査官の裁量に依存します。

CNIPA への出願については、請求項を含め、審査請求時又は実体審査移行の通知の受領から 3 か月以内のみ自発補正が可能であることにご注意ください。したがって、出願人は、当該出願の請求項を五庁の他の一庁で特許可能と判断された請求項に対応させるために、補正可能な期間の制限に注意する必要があります。

(d) 当該 CNIPA 出願が公開されていること。

出願人は、PPH の申請時又は申請以前に、CNIPA から当該出願の公開の通知を受領していなければなりません。

(e) 当該出願が実体審査段階に移行していること。

出願人は、PPH の申請時又は申請以前に、CNIPA から当該出願の実体審査移行の通知を受領していなければなりません。

ただし、この例外として、出願人は審査請求と同時であれば PPH の申請を行うことができます。

(f) 当該出願に関し CNIPA において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。

出願人は、PPH の申請時又は申請以前に、CNIPA の実体審査担当部署よりいかなるオフィスアクションも受領していない必要があります。

(g) 当該出願が電子特許出願であること。

2. 提出書類

次の(a)～(d)の書類を「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」に添付して提出する必要があります。

なお、場合によっては提出を省略できる書類もありますが、その場合にも、提出を省略する書類名を「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

- (a) 対応する五庁の他の一庁への出願に対して出された(サーチレポート及びサーチオピニオンを含む五庁の他の一庁への出願における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。**

翻訳文の言語として中国語又は英語が利用可能です。審査官が翻訳されたオフィスアクションを理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

(b) 対応する五庁の他の一庁への出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。

翻訳文の言語として中国語又は英語が利用可能です。審査官が翻訳された請求項を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

(c) 五庁の他の一庁の審査官が引用した引用文献の写し

提出書類は、上記オフィスアクションにおいて引用されたものです。参考文献として引用されただけで、拒絶理由を構成しない書類については、提出の必要はありません。

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、CNIPA が有していない特許文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(d) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記 1. (c) に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください)。

なお、上記(a)~(c)の書類について、同時に又はすでになされた手続きにおいて CNIPA に提出されている場合、それを言及することで援用することができ、当該書類の添付の省略が可能です。提出を省略する書類名は「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」中に提出日とともに記載する必要があります。

上記(a)又は(b)の書類がドシエアクセスシステム(DAS)²によって入手可能である場合、CNIPA からの要請がない限り、出願人はその写しを提出する必要はありません。提出を省略する書類名は「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」中に提出日とともに記載する必要があります。

上記(a)又は(b)の書類について、機械翻訳は許容されます。機械翻訳が不十分である場合には、審査官は出願人に正確な翻訳の提出を要求できます。五庁の他の一庁への出願が未公開である場合、PPH 申請に際して、上記(a)及び(b)の書類を提出する必要があります。

² EPOについては European Patent Register (<https://register.epoline.org/espacenet/regviewer/>、JPO については AIPN、KIPOについては K-PION、USPTOについては Public Pair (<http://portal.uspto.gov/external/portal/pair/>)

3. IP5 PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」の記載要領

(a) 事情

CNIPA に対して IP5 PPH 試行プログラムによる早期審査の申請を行う場合、出願人は「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」を提出する必要があります。

出願人は、当該出願が 1. (a) の(i)~(iv)のいずれかに該当する出願であり、当該 PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。対応する五庁の他の一庁への出願の出願番号、公報番号又は特許番号も記載する必要があります。

特許可能と判断された請求項を含む出願と、1. (a) の(i)~(iv)に該当する出願が異なる場合(例えば、分割出願に対して特許可能との判断がなされた場合)、特許可能との判断がなされた請求項を含む出願の出願番号、公報番号又は特許番号と、それらの出願との関係も記載する必要があります。

(b) 提出書類

ある書類について提出を省略する場合にも、上記 2. に示される、提出すべきすべての書類を特定できる形で記載してください。

(c) 注意事項

「特許審査ハイウェイプログラムへの参加の申請」は、オンライン手続のみにより CNIPA に提出可能です。

4. PPH 試行プログラムに基づく早期審査に関する手続

CNIPA は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。CNIPA が申請を認めた場合、当該出願は PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。出願人は、特定の不備につき、一度だけ補正の機会を与えられます。申請が認められない場合には、出願人は一度だけ申請の再提出の機会が与えられません。再提出した申請も認められない場合には、当該出願は通常の順番で審査されることが出願人に通知されます。

第二部

EPO、JPO、KIPO 又は USPTO の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、EPO、JPO、KIPO 又は USPTO の PCT 国際段階成果物を利用した IP5 PPH 試行プログラム(PCT-PPH 試行プログラム)に基づいて、以下の申請要件を満たす CNIPA への出願につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PCT-PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人は、CNIPA に申請書「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」を提出してください。

1. 申請要件

PCT-PPH の申請がなされた CNIPA への出願が下記の要件を満たしている必要があります。

- (1) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性(新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は EPO、JPO、KIPO 及び USPTO が国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限りません。優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙2 図 A' を参照してください(ZZ は任意の国内出願)。

国際調査報告(ISR)のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、当該出願は PCT-PPH 試行プログラムへの参加が認められません。

- (2) 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。

(A) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。(別紙2 図 A, A' 及び A'' 参照)

(B) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。(別紙2 図 B 参照)

(C) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙2 図 C 参照)

(D) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙2 図 D 参照)

(E) 当該出願は、上記(A)~(D)のいずれかを満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙2 図 E1 及び E2 参照)

(3) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

この点で、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、CNIPAにおいて、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

最新国際成果物で特許性有りと示された「すべての」請求項を当該出願に含める必要はありません(請求項の削除が許容されます。)。例えば、対応する国際出願が 5 つの特許可能と判断された請求項を有する場合、当該出願はこれら 5 つの請求項のうち 3 つのみを有していても構いません。

出願人が実体審査に関連するいかなるオフィスアクションも受領していない場合には、PCT-PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要があります。審査官が通知した拒絶理由を解消させるために出願人が請求項を補正する必要がある場合には、PCT-PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。クレーム対応要件を満たさない補正の扱いは、審査官の裁量に依存します。

CNIPA への出願については、請求項を含め、審査請求時又は実体審査移行の通知の受領から 3 か月以内にのみ自発補正が可能であることにご注意ください。したがって、出願人は、補正が可能な期間に注意して当該出願の請求項を最新国際成果物で特許可能と判断された請求項に対応させる必要があります。

(4) 当該出願が公開されていること。

出願人は、PCT-PPH の申請以前に CNIPA から当該出願の公開の通知を受領していなければなりません。

(5) 当該出願が実体審査段階に移行していること。

出願人は、PCT-PPH の申請以前に CNIPA から当該出願の実体審査移行の通知を受領していなければなりません。

ただし例外として、出願人は審査請求と同時に PCT-PPH の申請を行うことができます。

(6) 当該出願に関し CNIPA において、PCT-PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。

出願人は、PCT-PPH の申請以前に CNIPA の実体審査担当部署よりいかなるオフィスアクションも受領していない必要があります。

(7) 当該出願が電子特許出願であること。

2. 提出書類

出願人は PCT-PPH に基づく申請を行う際、申請様式に添付して下記の書類を提出する必要があります。ただし、場合によっては提出を省略できる書類もあります。

その場合にも、提出を省略する書類名を「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

(1) 特許性有りと判断が記載された最新国際成果物、すなわち WO/ISA、若しくは PCT 第二章に基づき国際予備審査が請求されている場合には WO/IPEA 又は IPER の写しと中国語又は英語によるその翻訳文

当該出願が 1.(2)(A) の関係を満たす場合は、国際予備審査報告 (IPRP) とその英訳は出願の包袋中に含まれるため、出願人は国際予備審査報告 (IPRP) とその英訳を提出する必要はありません。また、最新国際成果物の写しと翻訳文の写しが「PATENTSCOPE (登録商標)」³ で入手可能な場合も、CNIPA から要求されない限り、出願人はこれらを提出する必要はありません。(WO/ISA 及び IPER は通常それぞれ「IPRP 第 I 章」、「IPRP 第 II 章」として通常優先日から 30 か月で入手可能となります。)

審査官が翻訳された国際成果物を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

(2) 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと中国語又は英語によるその翻訳文

特許性有りと示された請求項の写しが「PATENTSCOPE (登録商標)」で入手可能な場合(例えば国際公開公報が発行された場合)は、CNIPA から要求されない限り、出願人は提出する必要はありません。

³ <http://patentscope.wipo.int>

審査官が翻訳された請求項を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

(3) 対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し

参考文献として引用されただけで、拒絶理由を構成しない書類については、提出の必要はありません。

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、CNIPA が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略することができません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(4) 当該出願のすべての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記 1. (3) に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください)。

なお、上記(1)～(3)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて CNIPA に提出されている場合、それを言及することで援用することができ、当該書類の添付の省略が可能です。提出を省略する書類名は「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」中に提出日とともに記載する必要があります。

上記(a)又は(b)の書類について、機械翻訳は許容されます。機械翻訳が不十分である場合には、審査官は出願人に正確な翻訳の提出を要求できます。

3. PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」の記載要領

(1) 事情

出願人は、当該出願が 1. (2) の(A)～(E)のいずれかに該当する出願であり、PCT-PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応する国際出願の出願番号も記載する必要があります。

(2) 提出書類

上記 2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(3) 注意事項

「特許審査ハイウェイプログラムへの参加の申請」は、オンライン手続のみにより CNIPA に提出可能です。

4. PPH 試行プログラムに基づく早期審査に関する手続

CNIPA は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PCT-PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。CNIPA が申請を認めた場合、当該出願は PCT-PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。出願人は、特定の不備につき、一度だけ補正の機会を与えられます。申請が認められない場合には、出願人は一度だけ申請の再提出の機会が与えられます。再提出した申請も認められない場合には、当該出願は通常の順番で審査されることが出願人に通知されます。

申請請求書の例

参与专利审查高速路 (PPH) 试点项目请求表

PPH

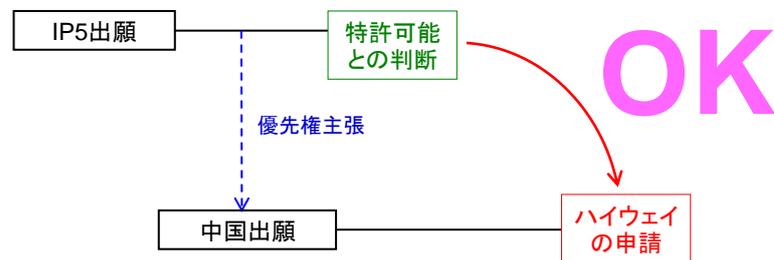
A. 著录数据	
申请号	
B. 请求	
申请人请求参与专利审查高速路 (PPH) 试点项目基于:	
在先审查局 (OEE)	
OEE 工作结果类型	<input type="checkbox"/> 国家/地区的审查意见
	<input type="checkbox"/> WO-ISA, WO-IPEA 或 IPER
OEE 申请号	
本申请与 OEE 申请的关系	
C. 文件提交	
第 I 栏 OEE 工作结果及其所需译文	
1.	<input type="checkbox"/> 提交了 OEE 工作结果的副本 <input type="checkbox"/> 请求通过案卷访问系统或 PATENTSCOPE 获取上述文件
2.	<input type="checkbox"/> 提交了 1 之所述文件的译文 <input type="checkbox"/> 请求通过案卷访问系统或 PATENTSCOPE 获取上述文件
第 II 栏 OEE 认定为可授权的所有权利要求的副本及其所需译文	
3.	<input type="checkbox"/> 提交了 OEE 认定为可授权的所有权利要求的副本 <input type="checkbox"/> 请求通过案卷访问系统或 PATENTSCOPE 获取上述文件
4.	<input type="checkbox"/> 提交了 3 之所述文件的译文 <input type="checkbox"/> 请求通过案卷访问系统或 PATENTSCOPE 获取上述文件
第 III 栏 OEE 工作结果引用的文件	
5.	<input type="checkbox"/> 提交了 OEE 工作结果引用的所有文件的副本 (专利文献除外) <input type="checkbox"/> 无引用文件
第 IV 栏 已提交文件	
6.	<input type="checkbox"/> 若上述某些文件已经提交, 请予说明: 申请人于__年__月__日在 CN____中提交了____文件
D. 权利要求对应性	
<input type="checkbox"/> 本申请的所有权利要求与 OEE 申请中可授权的权利要求充分对应	
<input type="checkbox"/> 在下表中解释权利要求对应性	

IP5: EPO, JPO, KIPO 又は USPTO

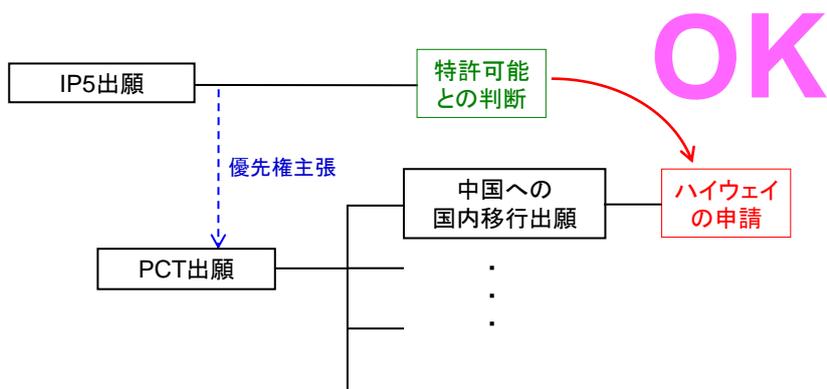
DO: 指定官庁

ZZ: 任意の官庁

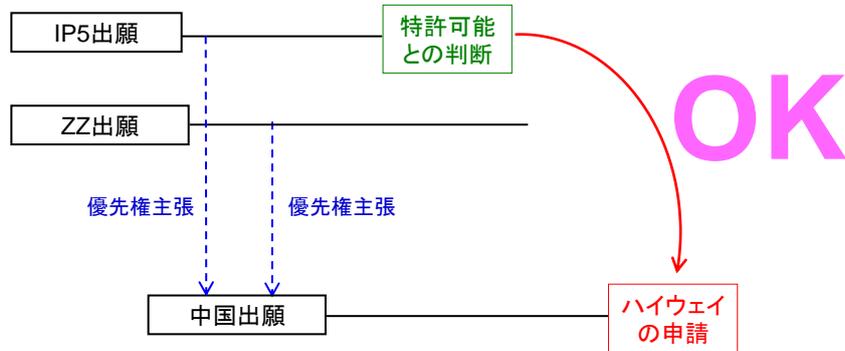
A

要件 (a) (i) を満たす事例
- パリルート -

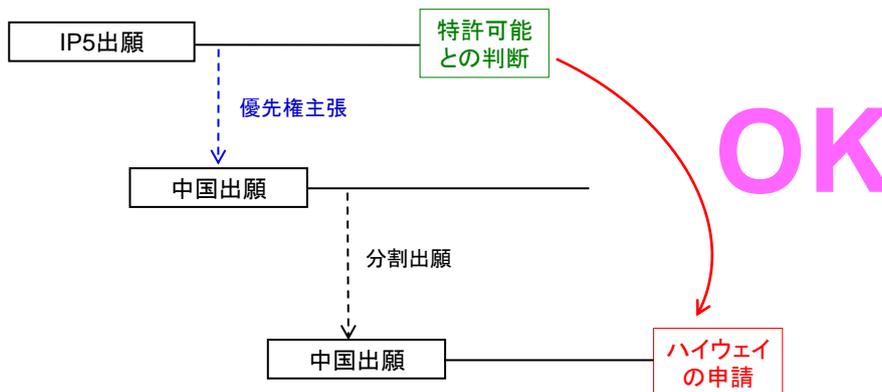
B

要件 (a) (i) を満たす事例
- PCTルート -

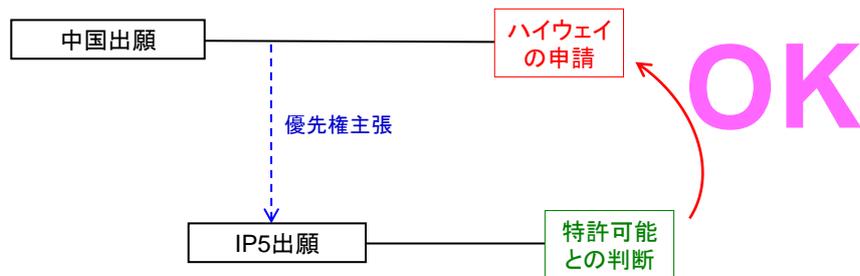
C 要件 (a) (i) を満たす事例
- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



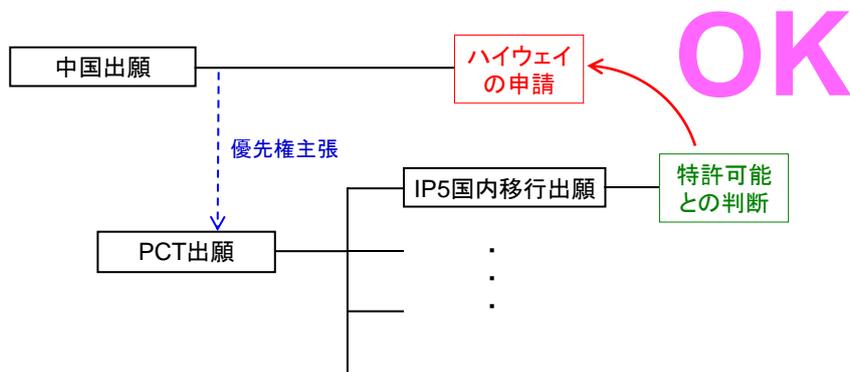
D 要件 (a) (i) を満たす事例
- パリルート: 分割出願 -



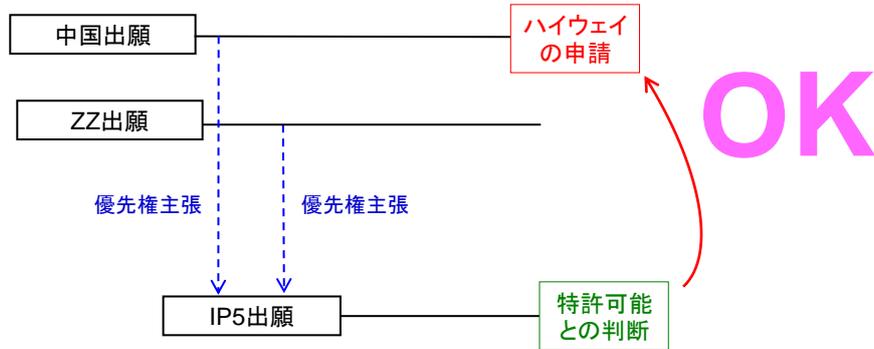
E

要件 (a) (ii) を満たす事例
- パリルート -

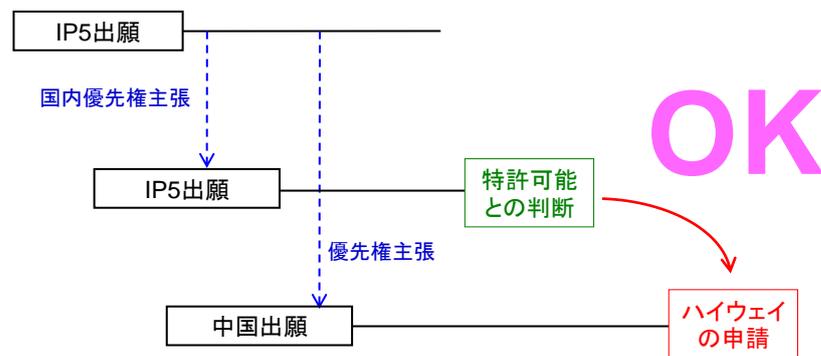
F

要件 (a) (ii) を満たす事例
- PCTルート -

G 要件 (a) (ii) を満たす事例
- パリルート：複数の出願に基づく優先権主張 -



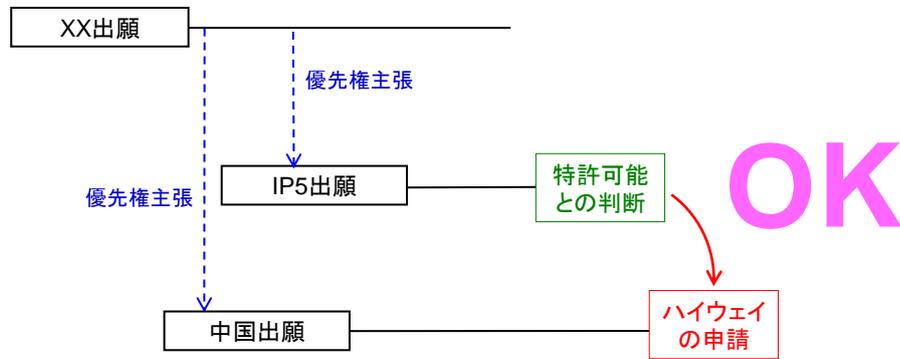
H 要件 (a) (iii) を満たす事例
- パリルート：国内優先権主張 -



I

要件 (a) (iii) を満たす事例

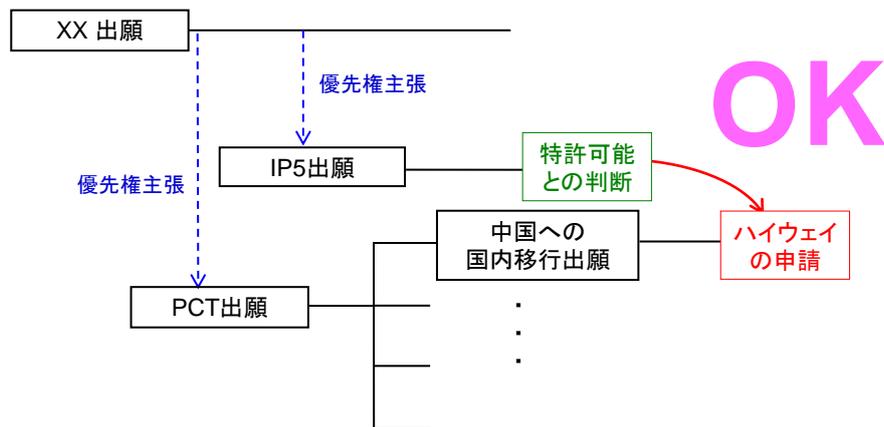
- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



J

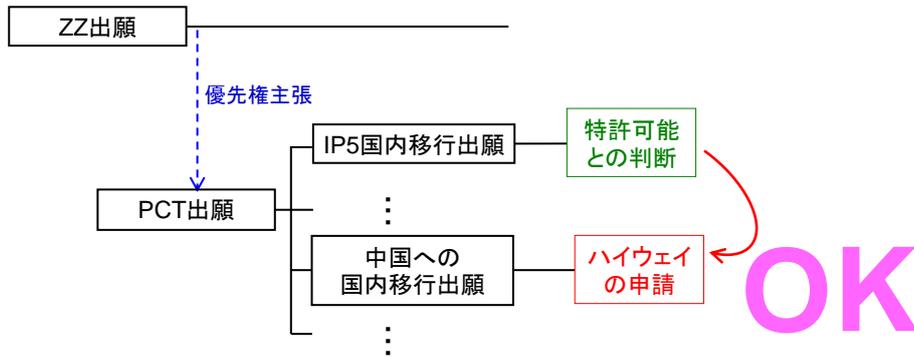
要件 (a) (iii) を満たす事例

- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



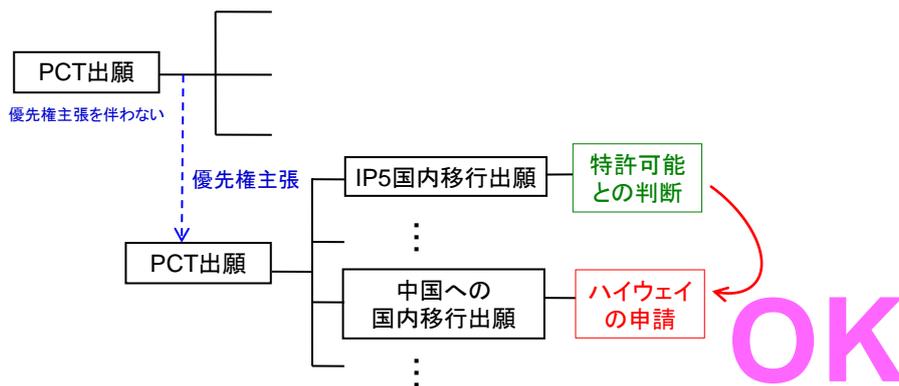
K

要件 (a) (iii) を満たす事例 - PCTルート -



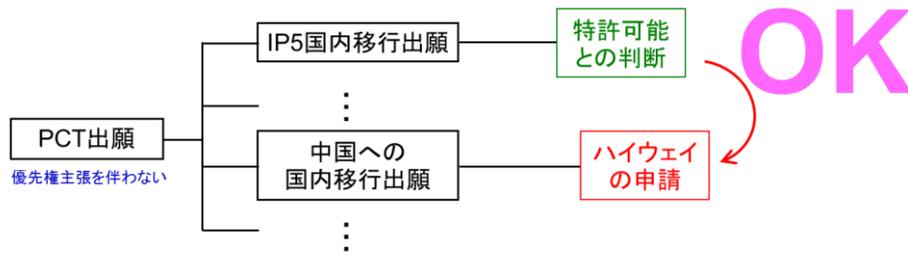
L

要件 (a) (iii) を満たす事例 - PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



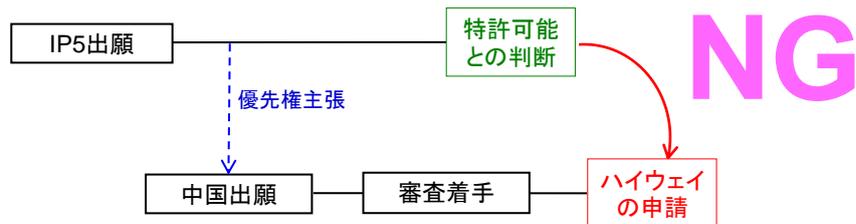
M

要件 (a) (iv) を満たす事例 -ダイレクトPCT-



N

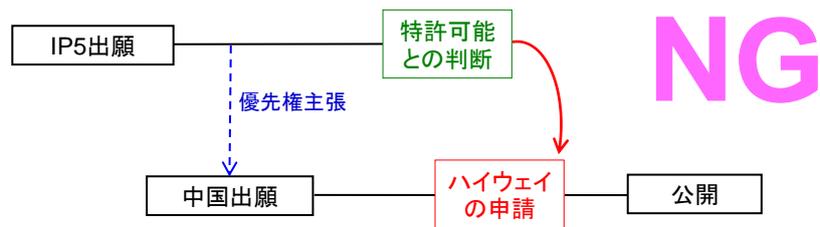
要件 (f) を満たさない事例 -PPH申請前に審査着手-



O

要件 (d) を満たさない事例

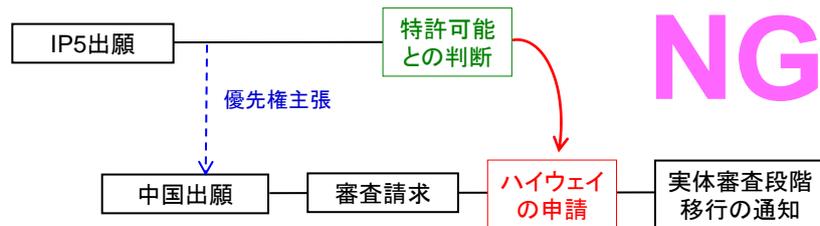
-PPH申請時に出願が未公開-



P

要件 (e) を満たさない事例

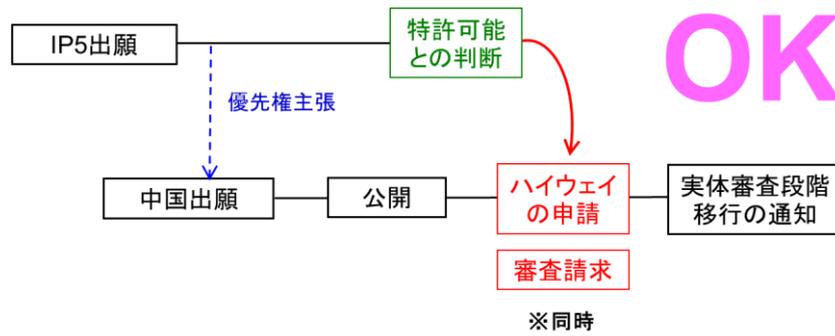
-PPH申請時に出願が実体審査移行前-



Q

要件 (e) を満たす事例 (例外)

- 審査請求と同時の PPH 申請 -

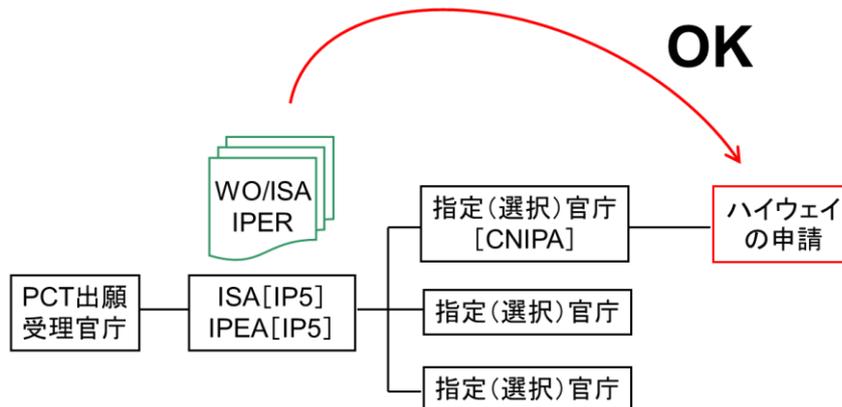


IP5: EPO, JPO, KIPO 又は USPTO

DO: 指定官庁

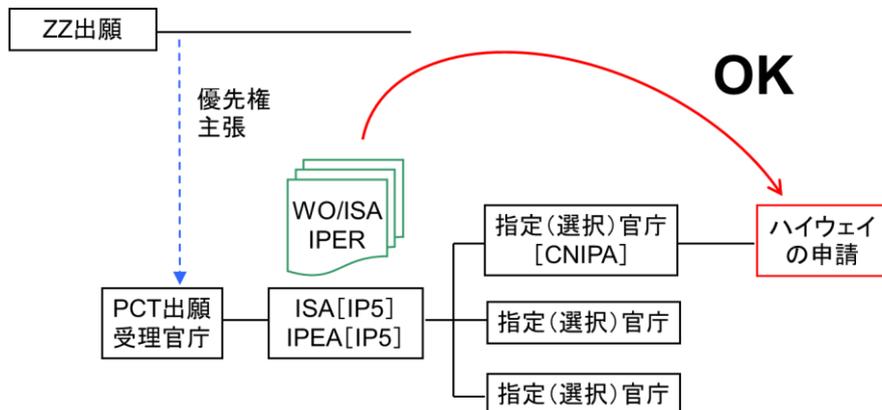
ZZ: 任意の官庁

(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

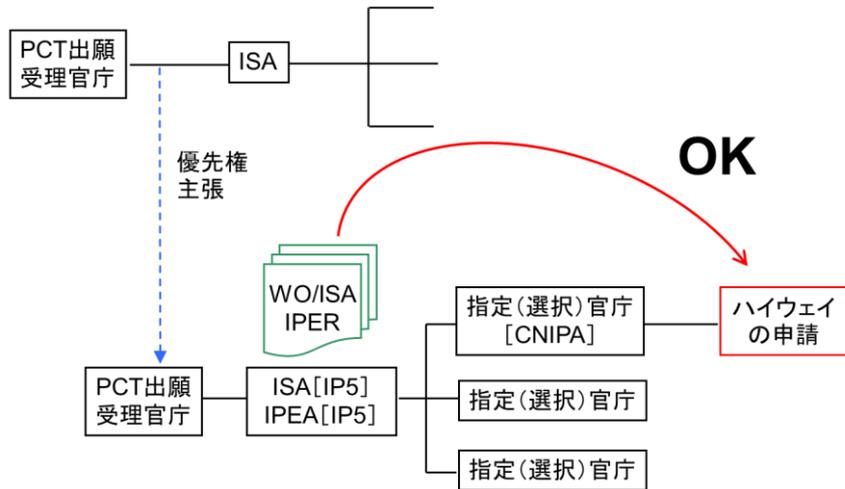


(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

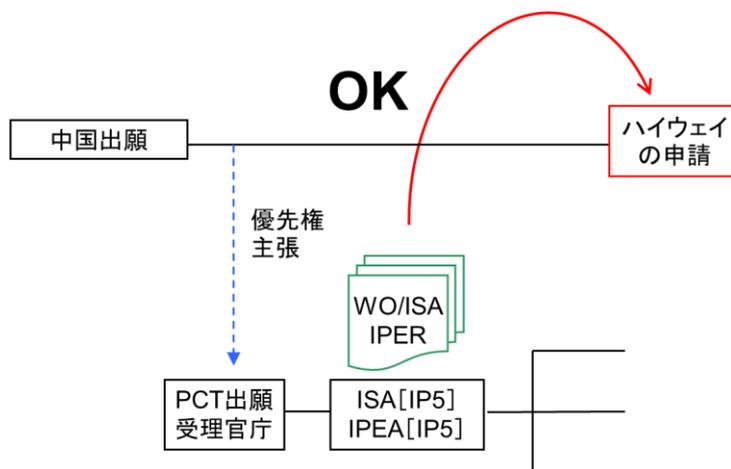
(「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)



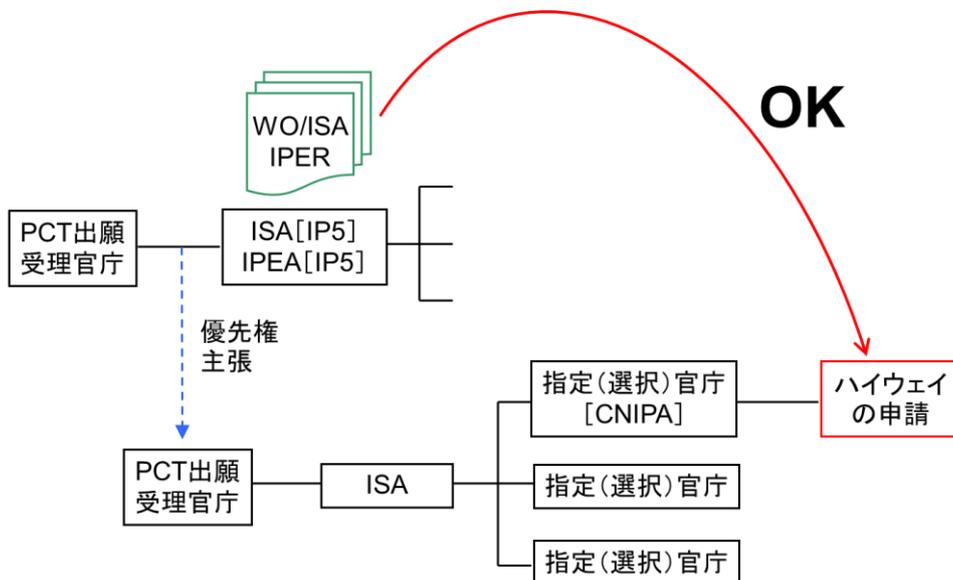
(A”) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。
 (「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



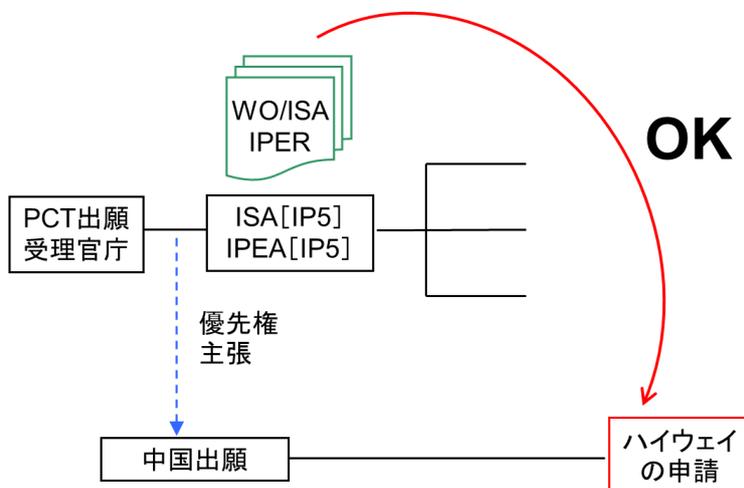
(B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



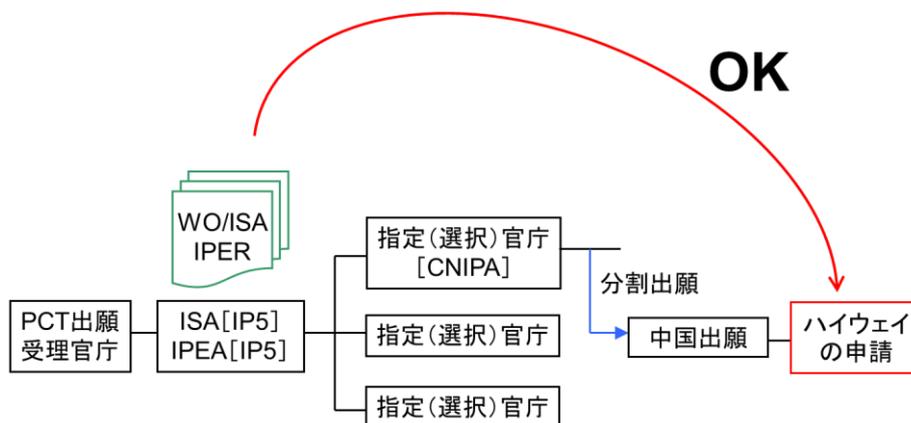
(C) 当該出願は「対応する国際出願」をパリ優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



(D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を国内優先権主張又はパリ優先権主張の基礎とする。



(E1) 類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2) 類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。

